

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 1 章 総 則

第 3 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第 5 節	地震、津波の想定	3

第 2 章 災 害 予 防 計 画

第 1 節	防災知識普及計画	4
第 3 節 の 2	通信確保計画	5
第 5 節	要配慮者の安全確保計画	6
第 7 節	防災施設等整備計画	7
第 10 節	ライフライン施設等安全確保計画	8

第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 節	活動体制計画	9
第 2 節	津波警報・地震情報等の伝達計画	10
第 4 節	情報の収集・伝達計画	15
第 5 節	広報広聴計画	16
第 16 節	医療・保健計画	17
第 27 節	ライフライン施設応急対策計画	18

頁	現 計 画	修 正 案																
2-1-5	第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第 1 防災関係機関の責務 〔略〕 第 2 防災関係機関の業務の大綱 1 〔略〕 2 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td><td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。	〔略〕		第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第 1 防災関係機関の責務 〔略〕 第 2 防災関係機関の業務の大綱 1 〔略〕 2 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td><td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。	〔略〕	
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。																	
〔略〕																		
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。																	
〔略〕																		
2-1-9	3～5 〔略〕 6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕	3～5 〔略〕 6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕				
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕																	
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕																	

	(株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社		(株)時事通信社盛岡支局	
修正 理由	○所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-12	第5節 地震、津波の想定 第1 地震、津波の想定的基本的な考え方 [略] ○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地津波（※）、火山噴火等による津波（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。 [略] ※ 遠地津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。 [略] 第2 想定する地震の考え方 [略] 第3 想定する津波の考え方 [略]	第5節 地震、津波の想定 第1 地震、津波の想定的基本的な考え方 [略] ○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）、火山噴火等による津波（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。 [略] ※ 遠地地震による津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。 [略] 第2 想定する地震の考え方 [略] 第3 想定する津波の考え方 [略]
修正理由	○国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-1	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 第2 防災知識の普及 [略] 第3 総合防災センターによる防災意識の普及等 [略] 第4 津波防災マップの作成 [略]	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、<u>外国人、乳幼児、妊産婦等</u>の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> 第2 防災知識の普及 [略] 第3 総合防災センターによる防災意識の普及等 [略] 第4 津波防災マップの作成 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-7	第3節の2 通信確保計画 第1 基本方針 1 [略] 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。 また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。 第2 通信施設の整備等 [略]	第3節の2 通信確保計画 第1 基本方針 1 [略] 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める<u>とともに、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。</u> <u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</u> 第2 通信施設の整備等 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-12	第5節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 1・2 [略] 第2 実施要領 [略]	第5節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 1・2 [略] 3 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の <u>様々な主体が地域の実情に応じて実施して いる状況把握の取組を円滑に行うことがで きるよう事前に実施主体間の調整を行うと ともに、状況把握が必要な対象者や優先順位 付け、個人情報の利用目的や共有範囲につい て、あらかじめ、検討するよう努めるものと する。</u> 第2 実施要領 [略]
修正 理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-15	第7節 防災施設等整備計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進 ○ 県は、「<u>岩手県地震防災緊急事業五箇年計画</u>」(平成28～令和2年度)に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。 〔略〕 第3 防災施設等の機能強化 〔略〕 第4 公共施設等の整備 〔略〕 第5 消防施設の整備 〔略〕 第6 防災用資機材等の整備 〔略〕	第7節 防災施設等整備計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進 ○ 県は、<u>第6次地震緊急事業五箇年計画(令和3年度～令和7年度)</u>に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。 〔略〕 第3 防災施設等の機能強化 〔略〕 第4 公共施設等の整備 〔略〕 第5 消防施設の整備 〔略〕 第6 防災用資機材等の整備 〔略〕
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-26	第10節 ライフライン施設等安全確保計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 電力施設 〔略〕 第3 ガス施設 〔略〕 第4 上下水道施設 〔略〕 第5 通信施設 1 電気通信設備 ○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。 〔略〕 2 〔略〕	第10節 ライフライン施設等安全確保計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 電力施設 〔略〕 第3 ガス施設 〔略〕 第4 上下水道施設 〔略〕 第5 通信施設 1 電気通信設備 ○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、<u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> 〔略〕 2 〔略〕
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-13	第1節 活動体制計画 第1 基本方針 [略] 第2 県の活動体制 [略] 第3 県の職員の動員配備体制 1～5 [略] 6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略] ○ 県本部長は、災害応急対策を行うために必要な場合は、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、災害応急対策の実施を要請する。 7 [略] 第4 市町村の活動体制 [略] 第5 防災関係機関の活動体制 [略]	第1節 活動体制計画 第1 基本方針 [略] 第2 県の活動体制 [略] 第3 県の職員の動員配備体制 1～5 [略] 6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略] ○ 県本部長は、災害応急対策を行うために必要な場合は、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、災害応急対策の実施を要請する。 <u>○ 県及び市町村は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> 7 [略] 第4 市町村の活動体制 [略] 第5 防災関係機関の活動体制 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○本編との整合	

頁	現 計 画	修 正 案																		
2-3-17	第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 1 津波警報等の種類及び伝達 (1) 地震動の警報及び地震情報の種類 ア 緊急地震速報（警報） ○ 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 ○ 震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 [略] イ 地震情報の種類と内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td><td>・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合</u></td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td></tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			遠地地震に関する情報	・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 1 津波警報等の種類及び伝達 (1) 地震動の警報及び地震情報の種類 ア 緊急地震速報（警報） ○ 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（<u>緊急地震速報で用いる区域</u>）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 ○ <u>緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</u> [略] イ 地震情報の種類と内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td><td><u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ※ ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 <u>※</u>国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td></tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ※ ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 <u>※</u> 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
種類	発表基準	内容																		
[略]																				
遠地地震に関する情報	・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																		
種類	発表基準	内容																		
[略]																				
遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ※ ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 <u>※</u> 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																		

						<u>にも発表 すること がある。)</u>
						<u>大きな地 震を観測 した場合 ※国外で 発生した 大規模噴 火を覚知 した場合 にも発表 すること がある。</u>
				<u>北海道・ 三陸沖後 発地震注 意情報</u>	<u>・北海道 の根室沖 から東北 地方の三 陸沖の巨 大地震の 想定震源 域及びそ の領域に 影響を与 える外側 のエリア でモーメ ントマグ ニチャー ド7.0以 上の地震 が発生し た場合 ・○想定 震源域の 外側でモ ーメント マグニチ ュード 7.0以上 の地震が 発生した 場合は、 地震のモ ーメント マグニチ ュードに 基づき想</u>	<u>気象庁において一定精 度のモーメントマグニ チュードを推定（地震 発生後15分～2時間程 度）し、情報発表の条 件を満たす先発地震で あると判断でき次第、 内閣府・気象庁合同記 者会見が開かれ、「北海 道・三陸沖後発地震注 意情報」が発表</u>

2-3-18

				定震源域 へ影響を 与えるも のである と評 価された 場合
[略]				
ウ 地震活動に関する解説資料等				
○ 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管 区・地方気象台が関係地方公共団体や報 道機関等へ提供している資料。				
解説資料 等の種類	発表基準	内容		
地震解説 資料（ <u>速 報版</u> ）	[略]	地震発生後30分程度を 目途に、地方公共団体が 初動期の判断のため、状 況把握等に活用できる ように、地震の概要、震 度や長周期地震動階級 に関する情報、津波警報 や津波注意報等の発表 状況等、及び津波や地震 の図情報を取りまとめ た資料。		
[略]				
<u>月間地震 概況</u>	[略]	地震・津波防災に係る活 動を支援するために、 <u>月 ごとの岩手県とその周 辺</u> の地震活動の状況を とりまとめた地震活動 の傾向等を示す資料。		

				定震源域 へ影響を 与えるも のである と評 価された 場合
[略]				
ウ 地震活動に関する解説資料等				
○ 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管 区・地方気象台が関係地方公共団体や報 道機関等へ提供している資料。				
解説資料 等の種類	発表基準	内容		
地震解説 資料（ <u>全 国速報 版・地域 速報版</u> ）	[略]	地震発生後30分程度を 目途に、地方公共団体が 初動期の判断のため、状 況把握等に活用できる ように、地震の概要、震 度や長周期地震動階級 に関する情報、津波警報 や津波注意報等の発表 状況等、及び津波や地震 の図情報を取りまとめ た資料。 ・ <u>地震解説資料（全国速 報版）</u> <u>上記内容について、全国 の状況を取りまとめた 資料。</u> ・ <u>地震解説資料（地域速 報版）</u> <u>上記内容について、発表 基準を満たした都道府 県別に取りまとめた資 料。</u>		
[略]				
<u>地震活動 図</u>	[略]	地震・津波に係る災害予 想図の作成、その他防災 に係る活動を支援する ために、 <u>毎月の都道府県 内及びその地方</u> の地震 活動の状況を取りまと めた地震活動の傾向等		

2-3-19

--	--	--

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

[略]

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

[略]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	10m超 (10 m < 予想高さ)	[略]	
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	[略]	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	[略]	
津波注意報	[略]	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	[略]	

		を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

[略]

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下、「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

[略]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	10m超 (10 m < 予想される津波の高さ)	[略]	
		10m (5 m < 予想される津波の高さ ≤ 10m)		
		5 m (3 m < 予想される津波の高さ ≤ 5 m)		
津波警報	[略]	3 m (1 m < 予想される津波の高さ ≤ 3 m)	[略]	
津波注意報	[略]	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の高さ ≤ 1 m)	[略]	

2-3-20	注) 1～4 [略]	注) 1～4 [略] 5 <u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u> 6 <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u>																				
2-3-21	イ 津波情報の種類と内容 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。 [略] ・最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="375 840 834 1341"> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>大津波警報を<u>発表中</u></td><td rowspan="3">[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>津波警報を<u>発表中</u></td><td></td></tr> <tr> <td>津波注意報を<u>発表中</u></td><td></td></tr> </table>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報を <u>発表中</u>	[略]		津波警報を <u>発表中</u>		津波注意報を <u>発表中</u>		イ 津波情報の種類と内容 津波警報等を発表した場合には、<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等</u>を津波情報で発表する。 [略] ・最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="984 840 1444 1341"> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>大津波警報</td><td rowspan="3">[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>津波警報</td><td></td></tr> <tr> <td>津波注意報</td><td></td></tr> </table>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	[略]		津波警報		津波注意報	
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																				
大津波警報を <u>発表中</u>	[略]																					
津波警報を <u>発表中</u>																						
津波注意報を <u>発表中</u>																						
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																				
大津波警報	[略]																					
津波警報																						
津波注意報																						
2-3-23	(3)～(6) [略] (7)市町村の措置 [略] ○ 市町村長は、大津波警報（津波特別警報）を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。 2 [略]	(3)～(6) [略] (7)市町村の措置 [略] ○ 市町村長は、大津波警報（津波特別警報）を受領した<u>又は自ら知った</u>場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。 2 [略]																				
修正理由	○国からの修正指示に基づく修正 ○所要の修正																					

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-27	第4節 情報の収集・伝達計画 第1 基本方針 1～4 [略]	第4節 情報の収集・伝達計画 第1 基本方針 1～4 [略] 5 <u>県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u> 6 <u>国、県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。</u>
2-3-28	第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 1 災害情報の収集、報告 (1) [略] (2) 県 [略] ○ 県本部長は、県内で震度5弱以上を観測した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告する。 また、県本部長は、気象庁、防災科学技術研究所及び県が設置する計測震度計等をネットワーク化し、全市町村の震度状況を把握し、消防庁に伝達する。 [略] (3)・(4) [略] 2 災害情報収集の優先順位 [略] 3 災害情報の報告要領 [略] 4 災害情報通信の確保 [略]	第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 1 災害情報の収集、報告 (1) [略] (2) 県 [略] ○ 県本部長は、県内で震度5弱以上を観測した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告する。 また、県本部長は、気象庁、<u>国立研究開発法人</u>防災科学技術研究所及び県が設置する計測震度計等をネットワーク化し、全市町村の震度状況を把握し、消防庁に伝達する。 [略] (3)・(4) [略] 2 災害情報収集の優先順位 [略] 3 災害情報の報告要領 [略] 4 災害情報通信の確保 [略]
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																
2-3-33	第5節 広報広聴計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施機関（責任者） <table><tr><th>実施機関</th><th>広報広聴活動の内容</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]		第5節 広報広聴計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施機関（責任者） <table><tr><th>実施機関</th><th>広報広聴活動の内容</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]	[略]	
	実施機関	広報広聴活動の内容																
	[略]																	
	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																
	[略]																	
実施機関	広報広聴活動の内容																	
[略]																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]																	
[略]																		
	第3 実施要領 [略]	第3 実施要領 [略]																
修正理由	○所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-51	第16節 医療・保健計画 第1 基本方針 1～7 [略] 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>本部の整備に努める。</u> 9 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 初動医療体制 [略] 第4 後方医療活動 [略] 第5 傷病者の搬送体制 [略] 第6 個別疾患体制 [略] 第7 災害中長期における医療体制 [略] 第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略] 第9 愛玩動物の救護対策 [略]	第16節 医療・保健計画 第1 基本方針 1～7 [略] 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。</u> 9 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 初動医療体制 [略] 第4 後方医療活動 [略] 第5 傷病者の搬送体制 [略] 第6 個別疾患体制 [略] 第7 災害中長期における医療体制 [略] 第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略] 第9 愛玩動物の救護対策 [略]
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-65	第27節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 [略] ○ 県及び市町村は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]	第27節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 [略] ○ 県及び市町村は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。 <u>○ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-9	第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等 [略] 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 [略] 第3 災害応急対策をとるべき期間等 [略] 第4 県のとるべき措置 県は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。 また、県における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。 [略]	第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等 [略] 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 [略] 第3 災害応急対策をとるべき期間等 [略] 第4 県のとるべき措置 県は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。 また、県における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等<u>(岩手県水門・陸閘自動閉鎖システム等)</u>の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。 [略]
修正理由	○所要の修正	